三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市余呉町中河内字大音波一二四一（次の図に示す部分に限る。）、一二三七の三、一二三八の一、一二三九、一二四〇、一二四一の一から一二四一の一六まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市清滝字辻一八〇・一八一・一八三・一九二の一・一九三の一・一九六の一・一九七の一・一九八の一・二〇四の一・二〇五から二〇八まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇二、二一一から二一四まで、字奥ノ谷一一六五・一一六七・一一六九・一一七九・一一八一・一一八二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一一五七から一一五九まで、一一六〇の一、一一六一から一一六四まで、一一六六、一一六八、一一七〇から一一七八まで、一一七三の一から一一七三の三まで、一一八〇、字作助一一八三から一一九〇まで、一一八四の一、一一九二から一一九四まで、字丸山一二〇〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市上野字伊吹山一八五五の二九（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第八十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和八年七月十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5316	株式会社ＥＶモーターズ・ジャパン	福岡県北九州市若松区向洋町二十二番地一	令和八年四月十四日から令和九年四月十三日まで

○国土交通省告示第八百三十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
中央自動車道　東近江市蛇溝町字長谷野一一五九番二から同市蛇溝町字長谷野一二五〇番二まで　令和八年七月十日九時
西宮線

○観光庁告示第十三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録したので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

令和八年七月十日

観光庁長官　村田　茂樹

（一）
一　登録年月日　平成二十四年二月二十一日
二　登録番号　第三十七号
三　名称　株式会社　ジャッツ
四　住所　東京都品川区東大井二丁目十三番八号
五　代表者の氏名　石黒　祥隆
六　研修業務を行う事務所の所在地　東京都品川区東大井二丁目十三番八号
七　研修業務を行う事務所の名称　株式会社　ジャッツ　本社
八　研修業務の開始日　平成二十四年四月十四日
（二）
一　登録年月日　令和三年四月十三日
二　登録番号　第六十四号
三　名称　一般財団法人日本旅行業振興協会
四　住所　東京都港区六本木四丁目九番二号俳優座ビル七一一室
五　代表者の氏名　石川　尚代
六　研修業務を行う事務所の所在地　東京都渋谷区代々木二丁目十三番五号ＫＴ新宿ビル五階
七　研修業務を行う事務所の名称　一般財団法人日本旅行業振興協会
八　研修業務の開始日　令和三年四月十三日
（三）
一　登録年月日　令和三年四月十三日
二　登録番号　第六十五号
三　名称　株式会社日佳国際旅行
四　住所　東京都台東区上野五丁目十二番九号第三江波戸ビル五〇二
五　代表者の氏名　高橋　美佳
六　研修業務を行う事務所の所在地　東京都台東区上野五丁目十二番九号第三江波戸ビル五〇二
七　研修業務を行う事務所の名称　株式会社日佳国際旅行
八　研修業務の開始日　令和三年四月十三日